

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎園則の一部改正について

改正理由：主幹教諭及び学期について実態に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (職員) 第4条 本園に、次の職員を置く。 園長 園舎長 副園長 <u>主幹教諭</u> 教諭 事務職員 2 〔省略〕 (園長等の職務) 第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 2 園舎長は、当分の間、附属竹早小学校校長が兼務し、園長の職務(法令により園長の職務とされているものを除く)を代理する。 3 副園長は、園長及び園舎長を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。 4 副園長は、園長及び園舎長に事故があるときは、その職務を代理する。 <u>5 主幹教諭は、園長、園舎長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。</u> <u>6 前5項に規定するもののほか、職員の職務については、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び他の法令等の定めるところによる。</u> 〔省略〕 (学期) 第7条 学年を次の3学期に分ける。 第1学期 4月1日から<u>8月の園長が定める日まで</u> 第2学期 <u>8月の園長が定める日の翌日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 〔省略〕	〔省略〕 (職員) 第4条 本園に、次の職員を置く。 園長 園舎長 副園長 教諭 事務職員 2 〔省略〕 (園長等の職務) 第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 2 園舎長は、当分の間、附属竹早小学校校長が兼務し、園長の職務(法令により園長の職務とされているものを除く)を代理する。 3 副園長は、園長及び園舎長を助け、命を受けて園務をつかさどり、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。 4 副園長は、園長及び園舎長に事故があるときは、その職務を代理する。 <u>5 前4項に規定するもののほか、職員の職務については、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び他の法令等の定めるところによる。</u> 〔省略〕 (学期) 第7条 学年を次の3学期に分ける。 第1学期 4月1日から<u>8月31日まで</u> 第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 〔省略〕

附 則

この園則は、令和7年11月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。